

# 総務部

## 総務企画委員会

### 【議案関係資料】

(3月6日追加提案分)

3月6日提出

## 令和8年第1回定例会(2月議会) 予算及び付託議案審査関係資料(追加提案関係)

令和8年3月6日  
総務部

### 【予算関係】

財政課 令和7年度2月補正予算(令和8年3月6日追加提案分)に関する説明資料 . . . 3

### 【議案関係】

税務課 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について(議案第122号) . . . 7

広報広聴課 行政不服審査会の事務の受託について(議案第123号) . . . 33

財政課

令和 7 年 度 2 月 補 正 予 算  
(令和 8 年 3 月 6 日追加提案分) に関する説明資料

( 議 案 第 1 2 1 号 )

令和7年度2月補正予算（令和8年3月6日追加提案分） 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料	△ 4,166		住宅使用料 △ 4,166 ( 546,471 → 542,305 )
9 国庫支出金	950,631	地方創生推進交付金 826,738 ( 1,142,938 → 1,969,676 ) 地方大学・地域産業創生交付金 129,719 ( 106,951 → 236,670 ) 査定設計委託費等補助金 87,719 ( 0 → 87,719 )	参議院議員選挙費 △ 70,178 ( 715,209 → 645,031 ) 難病医療対策費 △ 14,267 ( 886,552 → 872,285 )
10 財産収入			
11 寄 附 金	600	男女共同参画費 400 ( 1,150 → 1,550 ) 少子化対策事業費 200 ( 3,080 → 3,280 )	
12 繰 入 金	1,363,296	財政調整基金繰入金 1,342,374 ( 4,173,535 → 5,515,909 ) 森林環境譲与税基金繰入金 21,518 ( 207,010 → 228,528 )	奨学金返還支援基金繰入金 △ 8,865 ( 140,939 → 132,074 )
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	605	労働保険料納付金 305 ( 41,350 → 41,655 ) デジタル政策推進課分 300 ( 1,707,908 → 1,708,208 )	
15 県 債	△ 82,300	重要港湾改修事業費 14,800 ( 437,800 → 452,600 )	現年発生土木災害復旧事業費 △ 87,800 ( 3,638,500 → 3,550,700 ) 鉄道施設災害復旧事業費 △ 3,600 ( 21,000 → 17,400 ) 県立大学整備事業費 △ 2,300 ( 82,800 → 80,500 ) 警察施設整備事業費 △ 2,200 ( 474,400 → 472,200 ) 県有建築物大規模修繕事業費 △ 1,200 ( 442,000 → 440,800 )
合 計	2,228,666	654,708,164 → 656,936,830	

令和7年度2月補正予算（令和8年3月6日追加提案分） 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	174,110	あきた未来世代移住戦略推進事業 143,107 ( 15,668 → 158,775 ) 秋田県ブランド確立事業 111,954 ( 0 → 111,954 )	知事選挙費 △ 102,304 ( 390,481 → 288,177 )
3 民生費	2,647	豊かな長寿社会創造推進事業 7,231 ( 0 → 7,231 ) 生活保護適正実施事業 660 ( 37,967 → 38,627 )	障害者支援施設等物価高騰対策事業 △ 5,244 ( 235,572 → 230,328 )
4 衛生費	48,350	難病等医療費助成事業 64,817 ( 1,819,118 → 1,883,935 )	重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 △ 7,669 ( 15,586 → 7,917 ) 電子処方箋活用・普及促進事業 △ 4,067 ( 31,713 → 27,646 ) 大気・水質等常時監視事業 △ 3,000 ( 164,410 → 161,410 ) 医療保健福祉計画推進事業 △ 1,731 ( 448,259 → 446,528 )
5 労働費	14,341	人材確保・定着推進事業 7,607 ( 54,893 → 62,500 ) 外国人材受入サポートセンター事業 4,222 ( 31,138 → 35,360 ) 職業能力開発支援事業 2,512 ( 504,161 → 506,673 )	
6 農林水産業費	524,535	農業経営等復旧・継続支援対策事業 346,854 ( 39,771 → 386,625 ) AKITAグローバルリーチ戦略展開事業 42,844 ( 23,292 → 66,136 )	
7 商工費	1,341,220	インバウンド誘客拡大事業 380,899 ( 0 → 380,899 ) 航空機システム電動化研究・開発推進事業 281,260 ( 280,700 → 561,960 ) AKITA DeX人材育成事業 108,715 ( 0 → 108,715 )	被災事業者事業継続支援事業 △ 2,500 ( 5,000 → 2,500 ) 次世代イノベーション創出・育成事業 △ 1,200 ( 8,743 → 7,543 )
8 土木費	151,047	秋田三港クルーズ活性化事業 67,053 ( 0 → 67,053 ) あきた安全安心住まい推進事業 54,160 ( 243,721 → 297,881 )	県営住宅県単大規模修繕事業 △ 4,166 ( 164,052 → 159,886 ) 「秋田港クルーズ」まちづくり拠点形成事業 △ 4,000 ( 79,063 → 75,063 )

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
9 警 察 費	64,768	高齢者安全・安心アドバイザー事業 57,116 ( 58,270 → 115,386 ) 維持管理及び指定工事事業 4,000 ( 446,419 → 450,419 ) 特殊詐欺被害防止対策事業 3,652 ( 3,509 → 7,161 )	
10 教 育 費	△ 92,352	あきたMuseum機能強化事業 23,783 ( 45,737 → 69,520 )	国際教養大学施設設備等整備事業 △ 46,849 ( 144,305 → 97,456 ) 秋田県立大学運営事業 △ 36,743 ( 3,834,208 → 3,797,465 ) 重要文化財天徳寺保存修理事業 △ 19,276 ( 20,321 → 1,045 )
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	2,228,666	654,708,164 → 656,936,830	

## 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第122号）

税務課

### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の廃止、軽油引取税の税率の特例の廃止等を行う必要がある。

### 2 主な改正内容

#### (1) 自動車税

ア 自動車税の環境性能割を廃止する。（第124条の4から第124条の13まで、附則第18条の11から第18条の14まで及び改正前の附則第31条関係）

イ 自動車税の種別割を自動車税とする。（第123条から第137条まで及び附則第19条関係）

ウ 一定年数を経過した自動車について、税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例の適用期限を2年延長する。（附則第19条関係）

エ 電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、税率の概ね100分の75を軽減する特例の適用期限を2年延長する。（附則第19条関係）

#### (2) 軽油引取税

税率の特例（いわゆる当分の間税率）を廃止する。（改正前の附則第18条の9、第18条の10及び第30条関係）

#### (3) 不動産取得税

土地や家屋に係る免税点をそれぞれ引き上げる。（第67条の2関係）

#### (4) その他所要の規定の整理を行う。

	現行	改正後
土地	10万円	16万円
家屋（建築）	23万円	66万円
家屋（その他）	12万円	34万円

### 3 施行期日等

(1) この条例は、2(4)の一部を除き、令和8年4月1日から施行する。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

新	旧
<p>(所得割の課税標準) 第三十三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定配当等(法第二十三条第一項第十五号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 6 略</p> <p>(不動産取得税の免税点) 第六十七条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十六万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸(共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。)につき三十六万円、その他のものにあつては一戸につき三十四万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税の納税義務者等) 第二百二十三条 自動車税は、自動車(法第百四十五条に規定する自動車をいう。以下 同じ。)に対し、所有者に課する。</p>	<p>(所得割の課税標準) 第三十三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定配当等に係る所得を 有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 6 略</p> <p>(不動産取得税の免税点) 第六十七条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸(共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下本条において同じ。)につき二十三万円、その他のものにあつては一戸につき十二万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税の納税義務者等) 第二百二十三条 自動車税は、自動車(法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。)に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。</p> <p>2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第四十四条の二に規定するものを含むものとする。</p> <p>3 1 自動車の所有者が法第百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</p> <p>(自動車税のみならず課税) 第二百二十三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p> <p>3 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車をこの条例の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車</p>

を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性割を課する。

(日本赤十字社の所有する自動車に対する自動車税を非課税とする自動車の範囲)  
第二百二十三条の三 法第四百四十八条第二項に規定する条例で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。  
一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車  
二 血液事業の用に供する自動車  
三 救護資材の運搬の用に供する自動車  
四 前三号に掲げるもののほか、救急自動車に類する自動車で総合県税事務所長が認めるもの

(自動車税の課税免除)  
第二百二十四条

次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。

一・二 略

2| 秋田県厚生農業協同組合連合会が所有する自動車のうち、次に掲げるものに対しては、自動車税を課さない。  
一・二 略

(自動車税の課税免除)  
第二百二十四条 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車に対しては、自動車税を課さない。

2| 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。

一・二 略

3| 日本赤十字社が所有する自動車のうち、次に掲げるものに対しては、種別割を課さない。

一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

二 血液事業の用に供する自動車

三 救護資材の運搬の用に供する自動車

四 前三号に掲げる自動車のほか、救急自動車に類する自動車で総合県税事務所長の認めるもの

4| 秋田県厚生農業協同組合連合会が所有する自動車のうち、次に掲げるものに対しては、種別割を課さない。  
一・二 略

3| 次の各号のいずれかに該当する自動車で、総合県税事務所長の承認を受けたものに対しては、自動車税を課さない。  
一・五 略

4| 5| 略

(自動車税の納税管理人)

第二百二十四条の二 自動車税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、その定める必要が生じた日から十日以内にその旨を総合県税事務所長に申告し、又は同日から十日以内に県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて総合県税事務所長に申請してその承認を受けなければならない。

2| 略

3| 第一項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて総合県税事務所長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、認定を受けた事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十日以内にその旨を総合県税事務所長に届け出なければならない。

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百二十四条の三 前条第三項の認定を受けていない自動車税の納税義務者（同条第一項又は第二項の承認を受けていない納税義務者に限る。）で同条第一項又は第二項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかったものは、十万円以下の過料に処する。

5| 次の各号のいずれかに該当する自動車で、総合県税事務所長の承認を受けたものに対しては、種別割を課さない。  
一・五 略

6| 7| 略

(種別割の納税管理人)

第二百二十四条の二 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、その定める必要が生じた日から十日以内にその旨を総合県税事務所長に申告し、又は同日から十日以内に県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて総合県税事務所長に申請してその承認を受けなければならない。

2| 略

3| 第一項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて総合県税事務所長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、認定を受けた事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十日以内にその旨を総合県税事務所長に届け出なければならない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百二十四条の三 前条第三項の認定を受けていない種別割の納税義務者（同条第一項又は第二項の承認を受けていない納税義務者に限る。）で同条第一項又は第二項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかったものは、十万円以下の過料に処する。

(環境性能割の課税標準)  
第二百二十四条の四 環境性能割の課税標準は、通常の取得価額(法  
第五百十六条に規定する「通常の取得価額」をいう。第二百二十四  
条の六において同じ。)とする。

(環境性能割の税率)

第二百二十四条の五 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車  
の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 法第五百七条第一項(同条第四項及び第五項において読み  
替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車  
百分の一
- 二 法第五百七条第二項(同条第四項及び第五項において読み  
替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車  
百分の二
- 三 法第五百七条第三項の規定の適用を受ける自動車 百分の  
三

(環境性能割の免税点)

第二百二十四条の六 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に  
対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第二百二十四条の七 環境性能割の徴収については、申告納付の方法  
による。

(環境性能割の申告納付)

第二百二十四条の八 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる  
自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第百  
六十条第一項に規定する申告書(以下この条において「申告書」  
という。)を総合県税事務所長に提出するとともに、その申告に

係る環境性能割額を納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録(以下  
この条及び第三十条第一項第二号において「移転登録」とい  
う。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があ  
つた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を  
受けたときは、当該移転登録の時)

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六  
十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべ  
き自動車 当該変更記録を受けるべき事由があつた日から十五  
日を経過する日(その日前に当該変更記録を受けたときは、当  
該変更記録の時)

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日  
から十五日を経過する日

2 前項の規定により申告書を提出すべき者は、同項各号に規定す  
る申告書の提出期限後においても、法第六十八条第四項の規定  
による決定の通知があるまでの間は、前項の規定により申告納付  
することができる。

3 前二項若しくはこの項の規定により申告書若しくは法第六十六  
一条第二項に規定する修正申告書(以下この項及び次項において  
「修正申告書」という。)を提出した者又は法第六十八条第一  
項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、  
当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る  
課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅  
滞なく、修正申告書を総合県税事務所長に提出するとともに、そ  
の修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

4 環境性能割の納税義務者は、前三項の規定により環境性能割額  
を納付する場合(法第七十条の規定により当該環境性能割額に  
係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定によ  
る申告書又は修正申告書に証紙を貼ることに代えて、証紙代金収

納計器（証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した計器をいう。以下「収納計器」という。）で当該申告書又は修正申告書に納付すべき環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受けることにより納付しなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付することができない場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

5 環境性能割の納税義務者は、第二項又は第三項の場合には、前項の収納計器により金額の表示を受けることに代えて、その表示を受けるときは金額に相当する現金を納付することができる。

6 環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行う場合において、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第二百二十七条の二において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第一項の規定による申告書を提出するときは、第四項の規定にかかわらず、納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

#### （環境性能割の報告）

第二百二十四条の九 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、前条第一項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第六十条第二項に規定する報告書を総合県税事務所長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）  
第二百二十四条の十 環境性能割の納税義務者で第二百二十四条の八第一項又は前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつたものは、十万円以下の過料に処する。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）  
第二百二十四条の十一 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 総合県税事務所長は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する<sup>9</sup>。

3 総合県税事務所長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

4 総合県税事務所長は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかになつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 法第十五条の二及び法第十五条の三第一項の規定は第二項の規定による徴収の猶予について、法第十五条の三第三項の規定は前項の規定による徴収の猶予の取消しについて、それぞれ

準用する。

6 総合県税事務所長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を選付する。

7 総合県税事務所長は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を選付する場合において、選付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該選付すべき額をこれに充当する。

8 前二項の規定により環境性能割に係る徴収金を選付し、又は充当する場合には、第六項の規定による選付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

9 第二項の申告又は第六項の申請は、申告書又は申請書を総合県税事務所長に提出してしなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)  
第二百二十四条の十二 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。

)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で法施行規則第九条の七に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 総合県税事務所長は、環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を選付する。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境性能割額に相当する額を選付する場合について準用する。

4 第二項の申請は、申請書を総合県税事務所長に提出してしな

ればならない。

(環境性能割の減免)

第二百二十四条の十三 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対して課する環境性能割を、当該自動車の取得者の申請により、減免する。

一 日本赤十字社の巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車

二 秋田県厚生農業協同組合連合会の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車

三 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。)(又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「精神障害者」という。)(以下「身体障害者等」という。))が取得した家用自動車(身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得したものを含む。)(で、当該身体障害者等が自ら運転するもの又は当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者が運転するものうち規則で定めるものであつて、総合県税事務所長が必要と認めるもの)

四 身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者で規則で定めるもののみで構成される世帯に属する身体障害者等が取得した家用自動車(身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者以外の者で当該世帯に属するものが取得した家用自動車を含む。)(で、当該身体障害者等のためこれら者を常時介護する者が運転するものうち規則で定めるものであつて、総合県税事務所長が必要と認めるもの)

五 取得の日から一月以内に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(次号において「災害」という。)(により滅失し、又は損壊した自動車

六 災害により滅失し、又は損壊した自動車(前号の規定により

減免を受けた自動車を除く。)又は三輪以上の軽自動車(法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車をいい、災害による滅失又は損壊に係るものとして軽自動車税の環境性能割の減免を受けたものを除く。)に代わるものとして総合県税事務所長が認める自動車であつて、当該滅失又は損壊の日から三月以内(当該期間内に取得することができないやむを得ない事情があると総合県税事務所長が認める場合には、規則で定める期間内)に取得したものを

七 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)

八 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車(第三号、第四号及び前号に掲げるものを除く。)又は専ら身体障害者等が運転するために構造の変更がなされた営業用自動車(第三号、第四号及び前号に掲げるものを除く。)

2 総合県税事務所長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前項第五号又は第六号の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減免すべき額に相当する税額を還付する。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 前二項の規定により環境性能割額を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

5 第一項又は第二項の申請は、申請書を総合県税事務所長に提出してしなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、環境性能割の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (自動車税の税率)

第二百五条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 五 略

2 前項第二号又は第五号ハ②に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する自動車税の税率については、それぞれ同項第二号又は第五号ハ②に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、加算した額とする。

一・二 略

#### (自動車税の徴収の方法)

第二百二十七条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に規定する新規登録(次項、次条及び第三百十条第一項第一号において「新規登録」という。)の申請があつた自動車については法第五十七条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、第二百二十八条の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、第三百十条の規定により提出する申告書に証紙を貼らせることに代えて、証紙代金収納計器(証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した計器をいう。以下この項において同じ。)で当該申告書に証紙徴収すべき自動車税額に相当する金額の表示を受けさせることにより納付させなければならない。ただし、証紙代金収納計器による表示の方法により納付させることができな

#### (種別割の税率)

第二百五条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 五 略

2 前項第二号又は第五号ハ②に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割の税率については、それぞれ同項第二号又は第五号ハ②に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、加算した額とする。

一・二 略

#### (種別割の徴収の方法)

第二百二十七条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

#### 新規登録

2 法第七十七条の十第一項の規定により課する種別割の徴収については、第二百二十八条の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により種別割を、証紙徴収の方法によつて徴収する場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、第三百十条の規定により提出する申告書に証紙を貼らせることに代えて、収納計器

に相当する金額の表示を受けさせることにより納付させなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付させることができな

4 申告書に納税済印を押印しなければならない。  
第二項の規定により自動車税を証紙徴取の方法によつて徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴取の方法による。

(自動車税の徴取の方法の特例)

第二百二十七条の二 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織(法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第三百十条第一項の規定による申告書提出するときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法施行規則に規定する方法により徴収する。

(自動車税の賦課期日)

第二百二十八条 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

(自動車税の納期)

第二百二十九条 自動車税の納期は六月一日から同月三十日までとする。

2・3 略

(自動車税の賦課徴収に関する申告の義務等)

第三百十条 自動車税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、申告書を総合県事務所長に提出しなければならない。

一 略

二 道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条第一項の規定による移転登録(以下この号及び次項において「変更登録等」という。)を受けるべき自動車 当該変更登録等を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該変更登録等を受けたときは、当該変更登録等の時)

三 五 略

六 第二百二十四条の規定の適用がある自動車(同条第一項第一号に掲げる自動車を除く。) 当該規定の適用を受けるべき事由の発生した日又は当該事由の消滅した日から十五日を経過する日(当該自動車が第一号から第四号までに掲げる自動車であつて、その日前に登録、抹消登録又は自動車検査証の変更記録を受けたときは、当該登録、抹消登録若しくは登録換又は自動車検査証の変更記録の時)

2 自動車税の納税義務者が、その納税義務が消滅した場合において、その消滅の理由を登録又は変更記録の原因とした変更登録等、道路運送車両法第十五条若しくは第十六条の規定による登録又は同法第六十七条の規定による自動車検査証の変更記録を受けたときは、前項の規定による申告があつたものとみなす。

3 第二百二十三条の二第二項に規定する自動車の売主は、総合県事務所長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に關し必要な事項を報告しなければならない。

4 第二百二十三条第二項の規定による納税義務者が第一項の規定により提出する申告書には、その自動車の所有者が連署しなければ

4 申告書に納税済印を押印しなければならない。  
第二項の規定により種別割を証紙徴取の方法によつて徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴取の方法による。

(種別割の徴取の方法の特例)

第二百二十七条の二 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第三百十条第一項の規定による申告書提出するときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を法施行規則第九条の十六に規定する方法により徴収する。

(種別割の賦課期日)

第二百二十八条 種別割の賦課期日は、四月一日とする。

(種別割の納期)

第二百二十九条 種別割の納期は六月一日から同月三十日までとする。

2・3 略

(種別割の賦課徴収に関する申告の義務等)

第三百十条 種別割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、申告書を総合県事務所長に提出しなければならない。

一 略

二 道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条第一項の規定による移転登録(以下この号及び次項において「変更登録等」という。)を受けるべき自動車 当該変更登録等を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該変更登録等を受けたときは、当該変更登録等の時)

三 五 略

六 第二百二十四条の規定の適用がある自動車(同条第二項第一号に掲げる自動車を除く。) 当該規定の適用を受けるべき事由の発生した日又は当該事由の消滅した日から十五日を経過する日(当該自動車が第一号から第四号までに掲げる自動車であつて、その日前に登録、抹消登録又は自動車検査証の変更記録を受けたときは、当該登録、抹消登録若しくは登録換又は自動車検査証の変更記録の時)

2 種別割の納税義務者が、その納税義務が消滅した場合において、その消滅の理由を登録又は変更記録の原因とした変更登録等、道路運送車両法第十五条若しくは第十六条の規定による登録又は同法第六十七条の規定による自動車検査証の変更記録を受けたときは、前項の規定による申告があつたものとみなす。

3 第二百二十三条の二第二項に規定する自動車の売主は、総合県事務所長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に關し必要な事項を報告しなければならない。

4 第二百二十三条第三項の規定による納税義務者が第一項の規定により提出する申告書には、その自動車の所有者が連署しなければ

ならない。

5 略

（自動車税に係る不申告等に関する過料）  
第百三十一条 自動車税の納税義務者又は第百二十三条の二に規定する自動車の売主であつて、前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつたものは、十万円以下の過料に処する。

（自動車販売業者の所有する中古自動車に係る自動車税の減額）  
第百三十三条 自動車の販売を業とする者で規則で定めるものが賦課期日において販売のため所有し、かつ、展示している中古自動車（古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第一項に規定する古物に該当する自動車をいう。）で規則で定めるものに対して課する当該年度分の自動車税については、当該自動車に係る自動車税の年額の十二分の三に相当する額を減額する。

2 略  
3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による自動車税の減額に關し必要な事項は、規則で定める。

4 略

5 総合県税事務所長は、前項の規定により自動車税額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

6 第四項又は前項の規定により自動車税額を還付し、又は充当する場合には、納期限の翌日から起算して一月を経過する日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

（身体障害者等に対する自動車税の減免）

第百三十四条 総合県税事務所長は、身体に障害を有し歩行が困難

ならない。

5 略

（種別割に係る不申告等に関する過料）  
第百三十一条 種別割の納税義務者又は第百二十三条の二に規定する自動車の売主であつて、前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつたものは、十万円以下の過料に処する。

（自動車販売業者の所有する中古自動車に係る種別割の減額）  
第百三十三条 自動車の販売を業とする者で規則で定めるものが賦課期日において販売のため所有し、かつ、展示している中古自動車（古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第一項に規定する古物に該当する自動車をいう。）で規則で定めるものに対して課する当該年度分の種別割については、当該自動車に係る種別割の年額の十二分の三に相当する額を減額する。

2 略  
3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による種別割の減額に關し必要な事項は、規則で定める。

4 略

5 総合県税事務所長は、前項の規定により種別割額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

6 第四項又は前項の規定により種別割額を還付し、又は充当する場合には、納期限の翌日から起算して一月を経過する日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第百三十四条 総合県税事務所長は、身体障害者等

な者で規則で定めるもの（以下この項及び次項において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項及び次項において「精神障害者」という。）（以下この条及び第百三十六条の三において「身体障害者等」という。）が所有する家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者等が自ら運転するもの又は当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者が運転するものうち規則で定めるものに対して課する自動車税を減免する。

2 総合県税事務所長は、身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者で規則で定めるもののみで構成される世帯に属する身体障害者等が所有する家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者以外の者で当該世帯に属するものが所有する家用自動車を含む。）で、当該身体障害者等のためにこれらの者を常時介護する者が運転するものうち規則で定めるものに対して課する自動車税を減免する。

3 前二項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、総合県税事務所長に申請しなければならない。  
4 第一項又は第二項の規定により自動車税の減免を受けた自動車について、これらの規定に該当しないこととなつた場合には、当該自動車税の納税義務者は、遅滞なく、総合県税事務所長にその旨を申告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による自動車税の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

（災害による自動車税の減免）

第百三十五条 総合県税事務所長は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車につき損害を受けた場合で、当該損害に係る修繕に要した費用の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるべき金額を除く。）が

が所有する家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者等が自ら運転するもの又は当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者が運転するものうち規則で定めるものに対して課する種別割を減免する。

2 総合県税事務所長は、身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者で規則で定めるもののみで構成される世帯に属する身体障害者等が所有する家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者以外の者で当該世帯に属するものが所有する家用自動車を含む。）で、当該身体障害者等のためにこれらの者を常時介護する者が運転するものうち規則で定めるものに対して課する種別割を減免する。

3 前二項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、総合県税事務所長に申請しなければならない。  
4 第一項又は第二項の規定により種別割の減免を受けた自動車について、これらの規定に該当しないこととなつた場合には、当該種別割の納税義務者は、遅滞なく、総合県税事務所長にその旨を申告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による種別割の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

（災害による種別割の減免）

第百三十五条 総合県税事務所長は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車につき損害を受けた場合で、当該損害に係る修繕に要した費用の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるべき金額を除く。）が

当該自動車に係る自動車税の年額に相当する金額を超えるときは、当該自動車に係る当該年度分の自動車税を減免する。

2・3 略

(生活路線を運行する一般乗用バスに対する自動車税の減免)

第三十六条 総合県税事務所長は、地域住民の生活上必要なものとして規則で定めるバス路線（以下この条及び次条において「生活路線」という。）を運行する一般乗用バスのうち規則で定めるところにより指定したものに對して課する自動車税を減免する。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、生活路線を運行する一般乗用バスに對する自動車税の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

(代替路線を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスに對する自動車税の減免)

第三十六条の二 総合県税事務所長は、廃止された生活路線に代わる路線のうち規則で定めるもの（以下この条において「代替路線」という。）を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスのうち規則で定めるところにより指定したものに對して課する自動車税を減免する。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、代替路線を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスに對する自動車税の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

(身体障害者等の利用に供する自動車に對する自動車税の減免)

第三十六条の三 総合県税事務所長は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車（第三十四条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課

当該自動車に係る種別割の年額に相当する金額を超えるときは、当該自動車に係る当該年度分の種別割を減免する。

2・3 略

(生活路線を運行する一般乗用バスに對する種別割の減免)

第三十六条 総合県税事務所長は、地域住民の生活上必要なものとして規則で定めるバス路線（以下この条及び次条において「生活路線」という。）を運行する一般乗用バスのうち規則で定めるところにより指定したものに對して課する種別割を減免する。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、生活路線を運行する一般乗用バスに對する種別割の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

(代替路線を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスに對する種別割の減免)

第三十六条の二 総合県税事務所長は、廃止された生活路線に代わる路線のうち規則で定めるもの（以下この条において「代替路線」という。）を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスのうち規則で定めるところにより指定したものに對して課する種別割を減免する。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、代替路線を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスに對する種別割の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

(身体障害者等の利用に供する自動車に對する種別割の減免)

第三十六条の三 総合県税事務所長は、第二百二十四条の十三第一項第七号に規定する自動車（第三十四条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課

する自動車税を減免する。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による自動車税の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税に係る証明書の交付)

第三十七条 総合県税事務所長は、道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第九十七条の二第一項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該申請者がその自動車検査証の返付を受けようとする自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

(個人の県民税の所得割の算定の特例)

第二条 当分の間、三十五万円に所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数を一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 略

する種別割を減免する。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による種別割の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

(種別割に係る証明書の交付)

第三十七条 総合県税事務所長は、道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第九十七条の二第一項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該申請者がその自動車検査証の返付を受けようとする自動車について当該自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

(個人の県民税の所得割の算定の特例)

第二条 当分の間、三十五万円に所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数を一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 略

- 二 当該納税義務者の第三十五条から第三十六条の三まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 三 当該納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、法附則第五条第三項、法附則第五条の四第五項及び法附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

- 二 当該納税義務者の第三十五条から第三十六条の三まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 三 当該納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、法附則第五条第三項、法附則第五条の四第六項、法附則第五条の四の二第五項及び法附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 略

- (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
- 第四条の二 平成二十年度から平成二十八年まで各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定を適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(次条及び附則第二十八条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、法附則第五条の四第一項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から同項第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合から控除する。
- 2 前項の規定を適用した場合における額から控除する。及び第三十六条の四の規定の適用については、第三十六条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第四条の二第一項」と、第三十六条の四中「第三十五条から前条まで」とあるのは「第三十五条から前条まで及び附則第四条の二第一項」とする。
- 3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、法施行規則附則第二条の三

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

- 第四条の二 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定を適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び附則第二十八条第三項において「居住年」という。)が平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第五条の四第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))を加算した額の百分の二に相当する金額(当該金額が三万九千円を超える場

- 第一項に規定するところにより、第一項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

- 第四条の二の二 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定を適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。)においては、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

- の百分の二に相当する金額(当該金額が三万九千円を超える場

合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。  
。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第三十六条の三及び第三十六条の四の規定の適用については、第三十六条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第四条の二第一項」と、第三十六条の四中「第三十五条から前条まで」とあるのは「第三十五条から前条まで及び附則第四条の二第一項」とする。

3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

- 2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第五条第一項の規定により計算した額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その

合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。  
。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第三十六条の三及び第三十六条の四の規定の適用については、第三十六条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第四条の二第二項」と、第三十六条の四中「第三十五条から前条まで」とあるのは「第三十五条から前条まで及び附則第四条の二第二項」とする。

3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

- 2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第五条第一項の規定により計算した額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その

売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三十七条の四の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第三十三条から第三十六条の三まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 略

- 2 租税特別措置法第二十五条第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十三条から第三十六条の三まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

(個人の県民税の寄附金税額控除の特例)

第六条 略

- 2 前項の申告特例控除額は、第三十六条の二第二項に規定する特例控除額に、法附則第七条の二第二項の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十六条第一号(一)に掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額を控除した金額の区分に応じ、それ

売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三十七条の四の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第三十三条から第三十六条の三まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二第二項及び附則第四条の三の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 略

- 2 租税特別措置法第二十五条第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十三条から第三十六条の三まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二第二項及び附則第四条の三の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

(個人の県民税の寄附金税額控除の特例)

第六条 略

- 2 前項の申告特例控除額は、第三十六条の二第二項に規定する特例控除額に、法附則第七条の二第二項の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十六条第一号(一)に掲げる金額を

控除した金額の区分に応じ、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる割合（法附則第七条の三第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される割合）を乗じて得た金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）  
第七条 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

一 略  
二 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項  
及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二

第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項中「法附則第五条第一項」とあるのは「法附則第三十三条の二第三項第四号の規定により読み替えて適用される法附則第五条第一項」と、「同項各号」とあるのは「同号の規定により読み替えて適用される同項各号」と、同項及び附則第四条の二第一項  
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 略

ぞれ同表の下欄に掲げる割合（法附則第七条の三第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される割合）を乗じて得た金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）  
第七条 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

一 略  
二 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二

第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項中「法附則第五条第一項」とあるのは「法附則第三十三条の二第三項第四号の規定により読み替えて適用される法附則第五条第一項」と、「同項各号」とあるのは「同号の規定により読み替えて適用される同項各号」と、同項及び附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）  
第八条 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

一・二 略  
三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項  
及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二

第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項  
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

四・五 略

（長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）  
第九条 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

一・二 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）  
第八条 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

一・二 略  
三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条

の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

四・五 略

（長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）  
第九条 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

一・二 略

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の第二項 及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び附則第九条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の第二項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の第二項、附則第四条の二の第二項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の第二項及び附則第四条の二の第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例）

第十条 昭和六十三年度から令和十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して

第十条 昭和六十三年度から令和八年度 までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して

課する所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

課する所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

一・二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和八年度 までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

（短期譲渡所得に係る県民税の特例）

（短期譲渡所得に係る県民税の特例）

第十二条 略

第十二条 略

2・3 略

2・3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略

一・二 略

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の第二項 及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の第二項、附則第四条の二の第二項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条

第一項及び附則第四条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

第一項、附則第四条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例）

第十二条の二 略

第十二条の二 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略

一・二 略

第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第二項、附則第四条の二の二第二項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

四・五 略

四・五 略

（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の特例）

（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の特例）

第十二条の四 略

第十二条の四 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略

一・二 略

第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第二項、附則第四条の二の二第二項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

四・五 略

四・五 略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十二条の五 略

第十二条の五 略

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、同項に規定する県民税の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の七の二第二項に規定するところにより計算した金額のうち、

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該 県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の七の二第二項に規定するところにより計算した金額のうち、

当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の七の二第三項に規定するところにより計算した金額をいう。

当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の七の二第三項に規定するところにより計算した金額をいう。

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は

第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは「三年（令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）以内、前条第二項第一号」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは「三年（令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）以内、前条第二項第一号」とする。

第十八条の九 略

第十八条の八の二 略

2 略

2 略

5 第二項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第一項において準用する第二百二十二条の十第一項の規定の適用につ

5 第二項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第一項において準用する第二百二十二条の十第一項の規定の適用につ

ては、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十八条の九第一項」の製造に関する事項その他の」とする。

ては、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十八条の八の二第一項の製造に関する事項その他の」とする。

第十八条の九 軽油引取税の税率の特例

第十八条の九 軽油引取税の税率は、第二百一十一条の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第十八条の十 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条第十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条第十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(自動車税の環境性能割が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)  
第十八条の十一 法附則第十二条の二の十に規定する条例で定める路線は、第三百三十六条第一項に規定する生活路線のうち規則で定めるものとする。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の十二 法附則第十二条の二の十一第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により自動車(第二百二十三条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十九条まで及び附則第十九条の三において同じ。)の取得者とみなされる者に自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、法附則第十二条の二の十一第二項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十八条の十三 営業用の自動車に対する第二百二十四条の五の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の一	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十八条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定

する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第十二条の二の十三第一項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第二百二十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」から千万円を控除して得た額」とする。

2 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の十三第二項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から六百五十万円(乗車定員三十人以上の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は空港法施行令(昭和三十一年政令第二百三十二号)附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。))にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の十三第三項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百万円を控除して得た額」とする。

4 乗用車（法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）、バス（同条第十二項に規定するものに限る。）、又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トンを超えるトラック（法施行規則附則第四条の十一第九項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第十項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

5 前各項の規定は、第百二十四条の八第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税）の税率の特例

第十九条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第百二十五条第一項第一号イ(1)に規定する電気自動車をいう。第三項第一号及び次条において同じ。）、天然ガス自動車（法附則第十二条の第三項において同じ。）、天然ガス自動車をいう。第三項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法附則第十二条の三第一項に規定する電力併用自動車をいう。次条第三項において同じ。）並びに家用の乗用車等（家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。次条第一項第一号において同じ。）、キャンピング車及び乗用車に類する特種用途自動車（第百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち家用のものをいう。次条第一項第一号において同じ。）をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）、第百二十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税（に係る同項及び同条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法附則第十二条の三第一項第一号に規定するガソリン自動車（第四項第一号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第一項第一号に規定する石油ガス自動車（第四項第一号にお

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十九条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第百二十五条第一項第一号イ(1)に規定する電気自動車をいう。第三項第一号及び次条において同じ。）、天然ガス自動車（法附則第十二条の第三項において同じ。）、天然ガス自動車をいう。第三項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法附則第十二条の三第一項に規定する電力併用自動車をいう。次条第三項において同じ。）並びに家用の乗用車等（家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。次条第一項第一号において同じ。）、キャンピング車及び乗用車に類する特種用途自動車（第百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち家用のものをいう。次条第一項第一号において同じ。）をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）、第百二十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税の種別割に係る同項及び同条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法附則第十二条の三第一項第四号に規定するガソリン自動車（第三項第四号及び第四項第一号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第一項第五号に規定する石油ガス自動車（第三

いて「石油ガス自動車」という。)で平成二十七年三月三十一日まで最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法附則第十二条の三第一項第二号に規定する軽油自動車(第四項第三号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

3 2 略

次に掲げる自動車に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和十三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準で法施行規則第五条の二第二項に規定するものに適合するもの又は同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 法附則第十二条の三第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車

項第五号及び第四項第二号において「石油ガス自動車」という。)で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第四百九条第一項第六号に規定する軽油自動車(第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

3 2 略

次に掲げる自動車に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で法施行規則第五条の二第二項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 法第四百九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車等(営業用の乗用車及び乗

用車に類する特種用途自動車(第二百二十五条第一項第五号ハ)の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第四号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(2)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和十二年基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。))以上のもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車等に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車等に限る。)(のうち、法第四百

用車に類する特種用途自動車(第二百二十五条第一項第五号ハ)の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第四号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(2)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和十二年基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。))以上のもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車等に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車等に限る。)(のうち、法第四百







2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第二項から第五項まで若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の規定の適用については、同条第一項中「法附則第五条の四第一項第一号」とあるのは、「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項第一号」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から令和三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第四条の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百元」とする。

法附則第五 条の四の二 第一項第一 号	法附則第四十五 条第一項第一 号
同項第二号	法附則第四十五 条第一項第二 号

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第二項から第五項まで若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

附則第四条 の二第二項	法附則第五 条の四第一 項第一号	法附則第四十五 条第二項の規 定により読み 替えて適用さ れる法附則 第五条の四第 一項第一号
附則第四条 の二の二第 一項	法附則第五 条の四の二 第一項第一 号	法附則第四十五 条第二項の規 定により読み 替えて適用さ れる法附則 第五条の四の 二第一項第一 号

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から令和三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第四条の二の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百元」とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）  
第三十条 附則第十八条の十の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

（他の自動車の取得後に対象区域内自動車等の用途廃止等を行う場合の自動車税の環境性能割の納税義務の免除）  
第三十一条 総合県税事務所長は、令附則第三十二条第四項に規定する者が法附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域内の同項に規定する自動車等（以下「対象区域内自動車等」という。）以外の自動車（第二百二十三条第一項に規定する自動車に限る。以下「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下単に「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと総合県税事務所長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 総合県税事務所長は、自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項に規定する者の申請に基づいて、徴収金を還付する。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

<p>4 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を選付し、又は充当する場合には、第二項の規定による選付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>5 第二項の申請は、申請書を総合県税事務所に提出してしななければならない。</p>	<p>(他の自動車の取得後に対象区域内自動車等の用途廃止等を行った場合の自動車税の種別割の納税義務の免除)</p> <p>第三十二条 総合県税事務所長は、令附則第三十二条第四項に規定する者が、前条第一項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年度分</p> <p>二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分</p> <p>2 総合県税事務所長は、自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項に規定する者の申請に基づいて、徴収金を選付する。</p> <p>3 総合県税事務所長は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を選付する場合において、選付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該選付すべき額をこれに充当する。</p> <p>4 前二項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を選付し、又は充当する場合には、第二項の規定による選付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>5 第二項の申請は、申請書を総合県税事務所に提出してしな</p>
---	--

<p>第三十条・三十一条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第三十二条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二第三項 及び附則第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。</p> <p>第三十三条・第三十四条 略</p>	<p>合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例の一部改正(附則第十二項第一号による改正)</p>
<p>第三十三条・第三十四条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第三十五条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の二第三項及び附則第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。</p> <p>第三十六条・第三十七条 略</p>	<p>第三十三条・第三十四条 略</p> <p>ればならない。</p>

<p>新</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(以下「特例法」という。) 第四条第一項の規定及び地方税法第六条第二項の規定に基づき、自動車税の税率及び徴収について秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税)</p>	<p>旧</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(以下「特例法」という。) 第四条第一項の規定及び地方税法第六条第二項の規定に基づき、自動車税の種別割の税率及び徴収について秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種</p>
--	---

<p>の税率及び徴収方法)</p> <p>第二条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(特例法第二条第四項から第六項までに規定するものをいう。)の所有する自動車に対する自動車税(以下単に「自動車税」という。)は、県税条例第二百五条及び第二百二十七条の規定にかかわらず、次に掲げる税率により、証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>一・二 略</p>	<p>別割の税率及び徴収方法)</p> <p>第二条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(特例法第二条第四項から第六項までに規定するものをいう。)の所有する自動車に対する自動車税の種別割(以下単に「自動車税の種別割」という。)は、県税条例第二百五条及び第二百二十七条の規定にかかわらず、次に掲げる税率により、証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>一・二 略</p> <p>(自動車税の種別割の証紙徴収の手続)</p> <p>第三条 自動車税の種別割の納税義務者は、毎年四月中(賦課期日後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する別記第一号様式の証紙を、総合県税事務所長から購入して、当該自動車税の種別割を払い込み、当該証紙に別記第二号様式の検印を受けなければならない。</p>
--	--

<p>秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例(附則第十二項第二号による改正)</p> <p>新</p> <p>(自動車税の証紙徴収の手続)</p> <p>第三条 自動車税の納税義務者は、毎年四月中(賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する別記第一号様式の証紙を、総合県税事務所長から購入して、当該自動車税を払い込み、当該証紙に別記第二号様式の検印を受けなければならない。</p> <p>二 略</p>	<p>旧</p> <p>(手数料を徴収しない範囲)</p> <p>第三条 前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる納税証明書の交付については、手数料を徴収しない。</p> <p>一 県税条例第三百三十七条の規定により交付する自動車税の種別割に係る証明書</p> <p>二 略</p>
--	--

<p>秋田県証紙条例の一部改正(附則第十三項による改正)</p> <p>新</p> <p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに</p> <p>(地方税法第五十八条第三項に定める自動車税をいう。)及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>一 三 略</p> <p>(収納計器による印影の取扱い)</p> <p>第三条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)第百二十七条第三項の規定により証紙代金収納計器(第七条において「収納計器」という。)で表示された金額の印影は、証紙とみなす。</p>	<p>旧</p> <p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割(地方税法第六十二条第一項の規定によつて納付する自動車税の環境性能割(同法第七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。)に限る。)、自動車税の種別割(同法第七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。)及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>一 三 略</p> <p>(収納計器による印影の取扱い)</p> <p>第三条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)第百二十四条の八第四項及び第百二十七条第三項の規定により証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)で表示された金額の印影は、証紙とみなす。</p>
---	---

<p>特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正(附則第十四項による改正)</p> <p>新</p> <p>(課税免除に係る申請)</p> <p>第四条 略</p>	<p>旧</p> <p>(自動車税の環境性能割の課税免除)</p> <p>第四条 特定非営利活動法人が専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供する自動車が無償で譲り受けた場合における当該自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(課税免除に係る申請)</p> <p>第五条 略</p>
--	---

<p>2・3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 自動車税の環境性能割について前条の規定による課税免除を受けようとする者は、秋田県条例第百二十四条の八第一項の申告書の提出期限までに、規則で定める申請書を総合県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第六條 略</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 自動車税の環境性能割について前条の規定による課税免除を受けようとする者は、秋田県条例第百二十四条の八第一項の申告書の提出期限までに、規則で定める申請書を総合県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第六條 略</p>
---	--

秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(令和八年秋田県条例第 号)の一部改正(附則第十五項による改正)

<p>新</p> <p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 (秋田県条例及び秋田県証紙条例の一部改正) 次に掲げる条例の規定中「秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。</p> <p>一 秋田県条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号) 第百二十四条の八第六項及び第百二十七条の二</p> <p>二 略</p>	<p>旧</p> <p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 (秋田県条例及び秋田県証紙条例の一部改正) 次に掲げる条例の規定中「秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。</p> <p>一 秋田県条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号) 第百二十四条の八第六項及び第百二十七条の二</p> <p>二 略</p>
--	--

## 行政不服審査会の事務の受託について（議案第123号）

広報広聴課

### 1 内容

令和8年1月1日に設立された男鹿潟上南秋消防組合から、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく行政不服審査会に係る事務委託の協議があり、同項の規定に基づき受託しようとするものである。

協議の理由	受託（開始）予定日
行政不服審査会事務を円滑かつ効率的に行うため	令和8年4月1日

### 2 受託する行政不服審査会の業務

- ・行政庁の処分等に不服がある場合に行われる審査請求に対する審査庁の判断内容の審査

### 3 提案の理由

行政不服審査会の事務の受託に当たっては、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

#### 【参考】県内における行政不服審査会事務の受託状況

県が受託している団体（令和8年3月31日まで）	31 団体（24 市町村、7 一部事務組合）
（令和8年4月1日から）	30 団体（24 市町村、6 一部事務組合）